

# 広域巨大災害に備えた 仮設期の住まいづくりガイドライン案について

1. 東日本大震災における仮設期の住まいづくり概要 (p2～)
2. 中部ブロック災害時住宅支援に係る連絡調整会議 (p9～)
3. 中部4県の取組み (p10～)
4. 中部市町村の取組み(p15～)  
～仮設期の住まいづくりに関する市町村アンケート結果 (H24.8)～
5. 中部地方整備局の取組み(p22～)  
～広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン～

平成25年2月  
中部地方整備局 建政部 住宅整備課

---

# 東日本大震災における仮設期の住まいづくりの概要

## ◆応急仮設住宅の建設状況（H24.9.3現在 国交省）

計	岩手県	宮城県	福島県	3県以外
(916地区) <u>53,169戸</u>	(319地区) 13,984戸	(406地区) 22,095戸	(183地区) 16,775戸	(8地区) 315戸

入居 48,702戸（H24.9.3現在 厚労省）

## ◆民間賃貸住宅の借上げの入居状況（H24.9.3現在 厚労省）

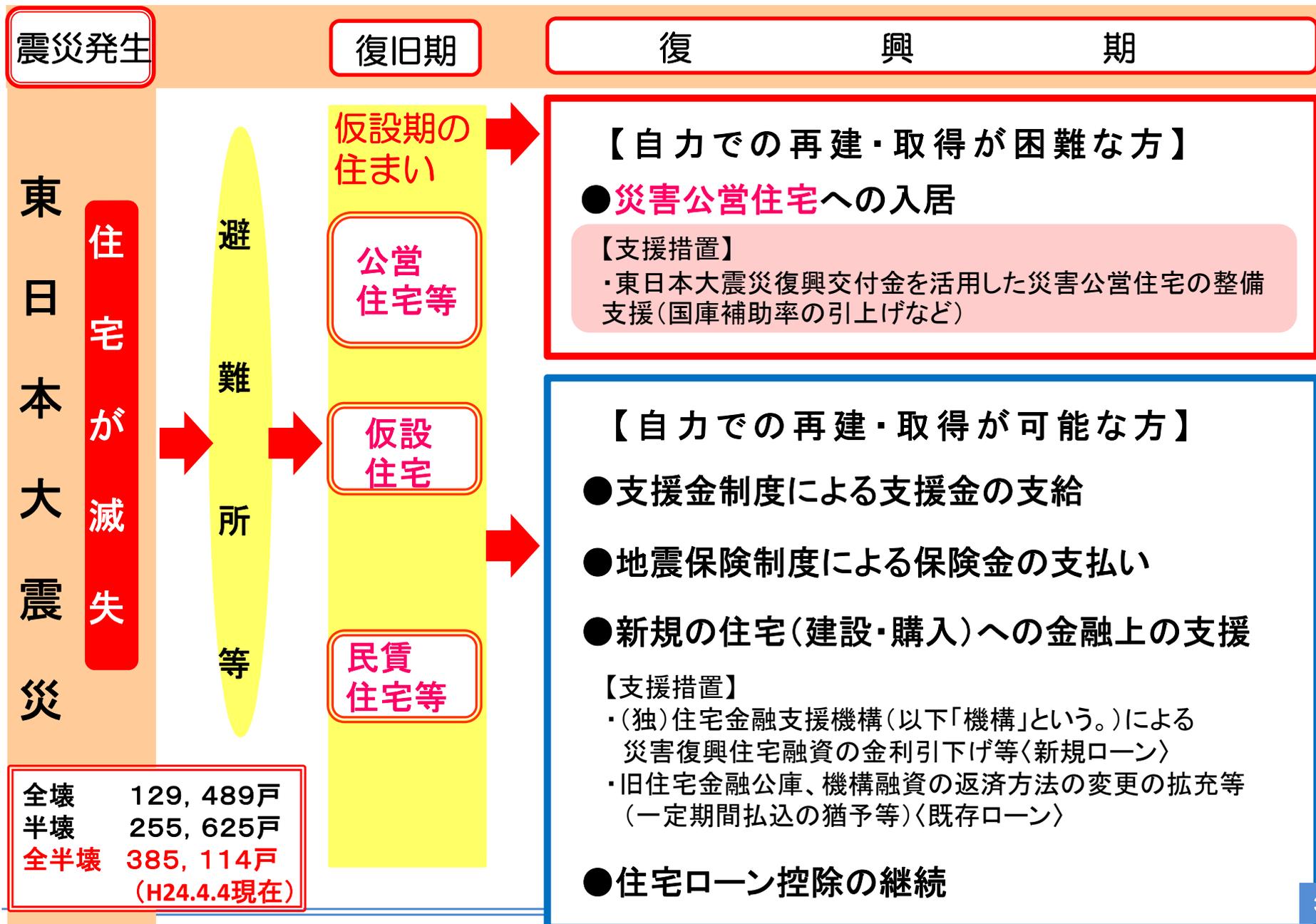
計	岩手県	宮城県	福島県	3県以外
<u>63,379戸</u>	3,461戸	22,432戸	24,967戸	315戸

## ◆公営住宅等\*の入居状況（H24.9.3現在 復興庁・国交省）

公営住宅等*	うち公営住宅等	うちUR賃貸住宅
19,429戸	約8,900戸	約970戸

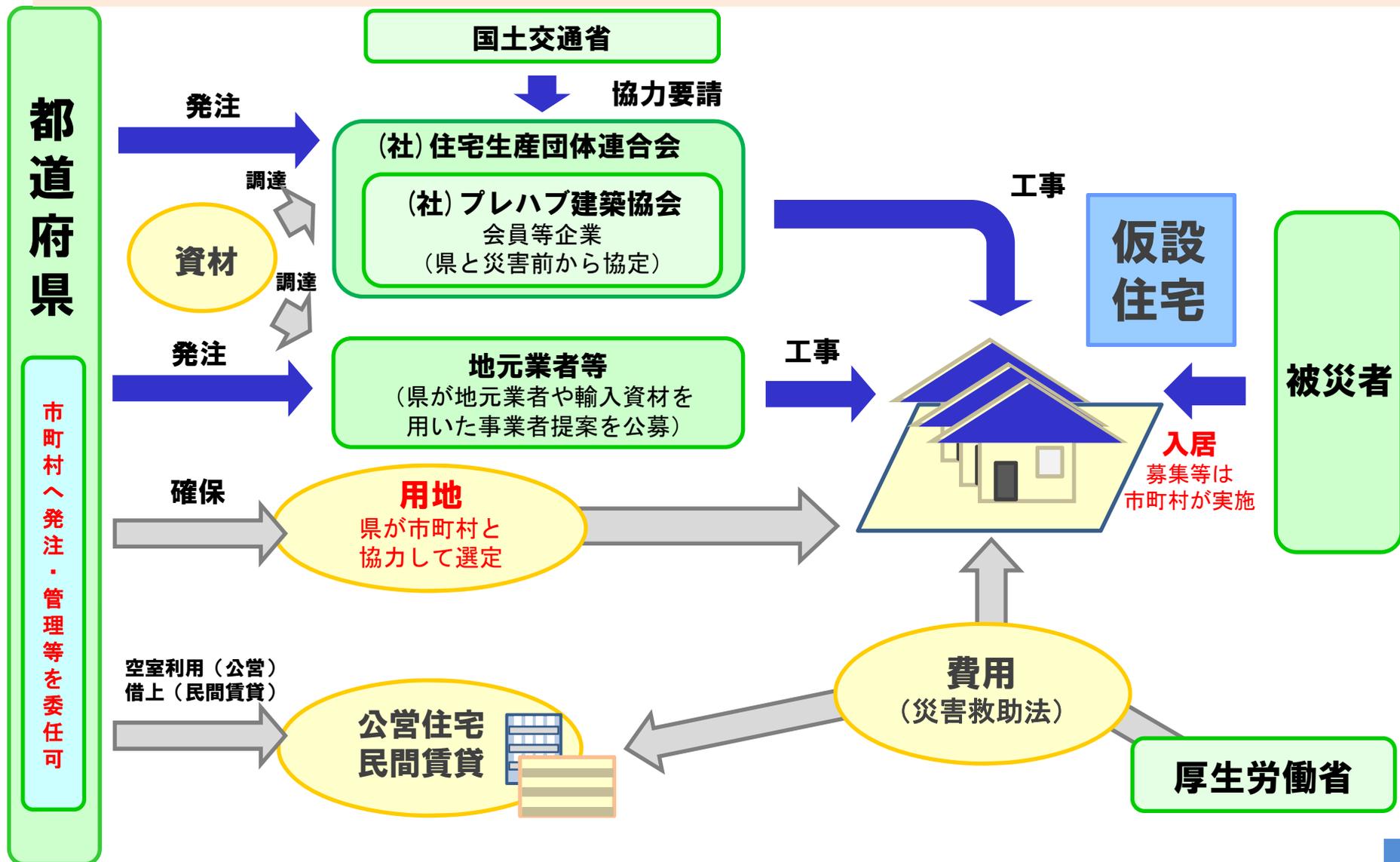
\* 公営住宅、UR賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員宿舎等の合計は復興庁(H24.9.3)

# (参考1)被災者向け住まいの確保



## (参考2) 応急仮設住宅の建設の流れ

- 応急仮設住宅は厚生労働省所管の災害救助法に基づき、各都道府県から事業者に発注。
- 国土交通省は事業者に協力要請を行うとともに、関係主体の業務を積極的に支援。



## (参考3) 市町村別の応急仮設住宅の建設状況

岩手県(13市町村)

陸前高田市	53地区	2,168戸
釜石市	50地区	3,164戸
大船渡市	39地区	1,811戸
宮古市	62地区	2,010戸
久慈市	2地区	15戸
遠野市	1地区	40戸
大槌町	48地区	2,146戸
山田町	49地区	1,990戸
岩泉町	3地区	143戸
洋野町	1地区	5戸
田野畑村	3地区	186戸
野田村	5地区	213戸
住田町	3地区	93戸

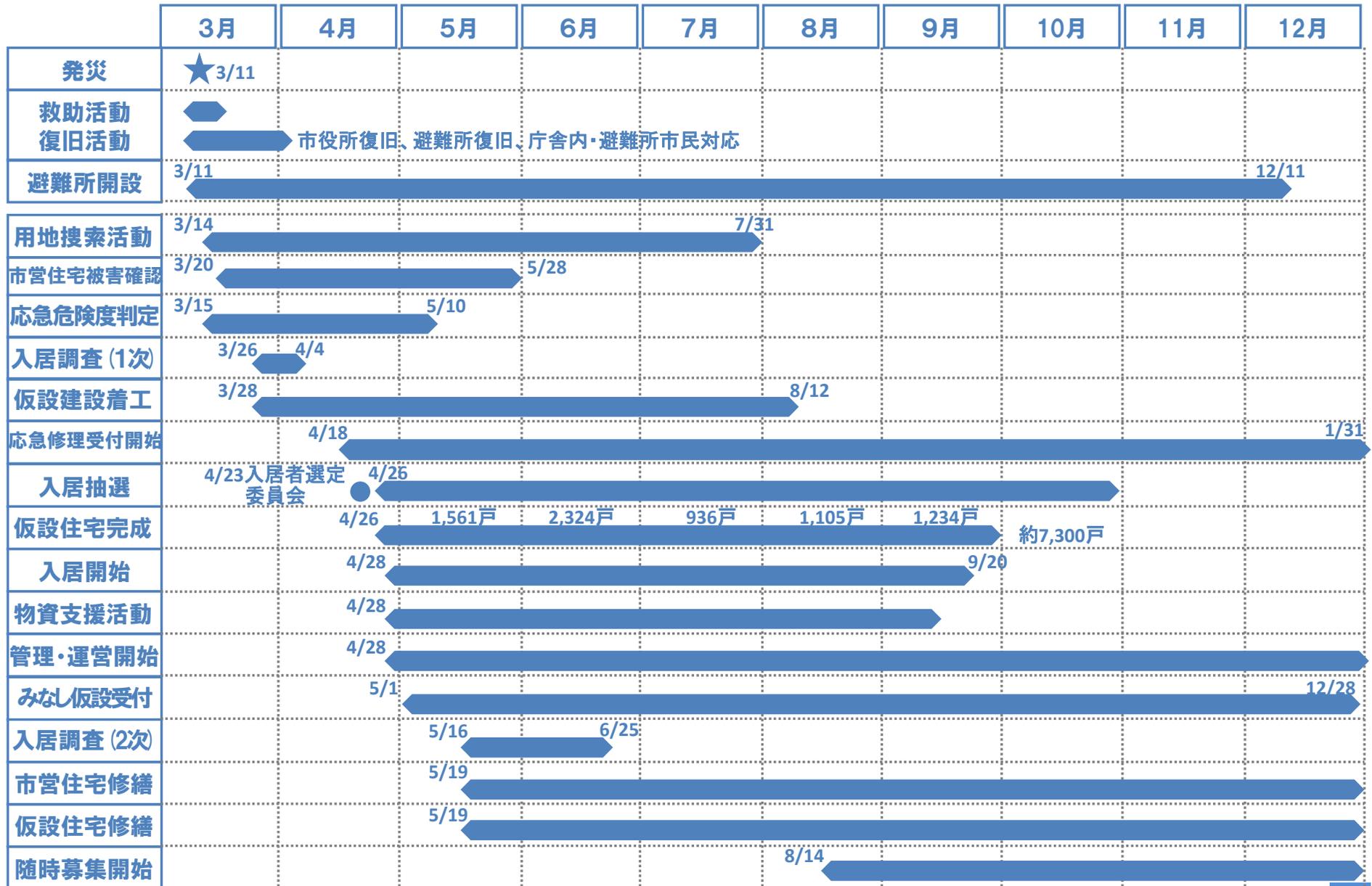
宮城県15市町村

仙台市	19地区	1,523戸
石巻市	131地区	7,297戸
塩竈市	7地区	206戸
気仙沼市	93地区	3,504戸
名取市	8地区	910戸
多賀城市	6地区	373戸
岩沼市	3地区	384戸
東松島市	25地区	1,753戸
亶理郡亶理町	5地区	1,126戸
亶理郡山元町	11地区	1,030戸
宮城郡七ヶ浜町	7地区	421戸
牡鹿郡女川町	30地区	1,294戸
黒川郡大郷町	1地区	15戸
遠田郡美里町	2地区	64戸
本吉郡南三陸町	58地区	2,195戸

(H24.9.3現在 国交省)

※岩手13市町村、宮城15市町村、福島25市町村、茨城、千葉県、栃木、長野はそれぞれ1市村で建設

## (参考4) 仮設期の住まいづくりに係る市町村の業務(石巻市)



# (参考5) 仮設期の住まいに係る東日本大震災の教訓例

## 1. 広域巨大災害、甚大な津波被害

- ・行政機能・職員等の被災や小規模自治体支援への対応が求められた(技術職員の不足等)
- ・**広域避難への対応**が求められた(被災者情報の共有と被災者への情報提供・支援)
- ・**民賃仮設が大量供給されたが、課題も**あった(コミュニティ形成や契約等の膨大な事務等)
- ・**仮設期の長期化への対応**が求められた(生活コミュニティ・高齢者等への配慮)

## 2. 建設仮設の用地確保

- ・甚大な津波被害を想定していない**建設候補地は、浸水により多くが役にたたなかった。**
- ・リアス式海岸では、用地に使える**平地が少なく、造成やインフラ整備が必要な民有地も活用したため、完成までに時間**がかかった。
- ・**従前居住地から離れた地域の団地は、応募が少なく、空室も発生。**
- ・自治会等の連携により、用地確保やコミュニティ一括入居を進めた地域もあった。

## 3. コミュニティ等に配慮した団地の配置計画、建設等

- ・周辺に生活施設・福祉施設が無い団地では、長期化に備えて、**仮設店舗やサポートセンター等を併設**した事例もあった。
- ・地元事業者公募による木造仮設住宅等の建設が多く行われ、プレハブ仮設の不足に対応するとともに、地域産業・雇用に貢献した。
- ・市町発注も行われ、長期利用、恒久住宅への転用を意識した事例もあった。

## 4. 建設仮設の入居等

- ・被災者への建設計画等の情報不足からくる**入居のミスマッチ**が生じた。
- ・コミュニティの維持形成に配慮し、**抽選によらないコミュニティ一括入居**が行われた例があった

## (参考7) 市発注の建設事例～地元業者、地域材の活用～

### 【遠野市のコミュニティケア型木造仮設住宅：希望の郷〔絆〕】

- ・被災市町村に隣接する内陸部の町、遠野市の第三セクター(株)リンデンバウム遠野が施工を担当
- ・地域資材の集成材パネルによる木造仮設住宅（40戸）
- ・ケアゾーン、子育てゾーンが併設され、サポートセンター及びデッキとCOMMONルーフを有するコミュニティケア型仮設住宅を配置
- ・将来の「サービス付き高齢者向け住宅」への転用も想定し、戸当たり7.5坪以上(25㎡以上)確保  
2段式の上部土台と下部土台が分離できる構造とし、上屋部分の移築が可能。



子育てゾーン



ケアゾーン



一般ゾーン



【高齢者・子育て世帯等に配慮したゾーン計画】  
(岩手県遠野市)

# 中部ブロック災害時住宅支援に係る連絡調整会議(H24.1~)

## 目的

国、県、政令市等の関係機関が災害時に連携して被災者向け住宅支援※等を行えるよう、平時から各機関の取組みについて情報共有を図り、災害時の連携確認等を行うことを目的にH24年1月に設置。

「中部圏地震防災基本戦略」(H24.11)における「優先的に取り組む課題(10課題)」の「3. 災害に強いまちづくり」に関連する取組みの一つ。

※公営住宅等の空き室提供、応急仮設住宅の建設、民賃の借上げ、災害公営住宅の整備等

## 会議メンバー

中部地整、4県・3政令市の住宅課長

(オブザーバー)

都市再生機構中部支社、

住宅金融支援機構東海支店

(事務局)

中部地整建政部住宅整備課

## 取組みの概要

### <被災地の教訓を学ぶ>

#### ◎【講演】被災者向け住宅確保の取組み

##### 【東日本大震災の教訓】

- ・岩手県 建築住宅課大水総括課長 ~応急仮設建設等~
- ・宮古市 滝沢復興推進室長 ~仮設住宅のコミュニティ入居等~
- ・東京大学 小泉准教授 ~仮設期の住まいづくり~

##### 【阪神・淡路大震災、新潟県中越地震の教訓】

- ・新潟県 新発田振興局渡辺参事 ~中越復興の経験と教訓~
- ・神戸市 中原住宅政策課長~阪神・淡路大震災の経験と教訓~

#### ◎【報告】被災地への応援派遣について

- ・中部地整TEC-FORCE派遣報告(応急仮設、公営住宅復旧)
- ・愛知県、名古屋市、静岡市、浜松市の職員の派遣報告

### <平時の取組みの共有>

#### ◎各機関の取組み状況の共有

- ・応急仮設住宅用地の確保状況等
- ・マニュアルの策定・見直し、関係団体との協定締結等
- ・市町村向けマニュアル「広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン」の策定 (H24.2下旬予定)

#### 開催状況(参加者)

- ◎平成23年度第1回会議 (H24.1) 参加者 約120名
- ◎平成24年度第1回会議 (H24.5) 参加者 約100名
- ◎平成24年度第2回会議 (H25.2) 参加者 約100名

傍聴者:市町村職員

関係団体(プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会)等



宮古市 復興推進室長講演

## 応急仮設住宅関係のマニュアル策定、見直し

### 背景・視点等

- H24年5月に国土交通省住宅局が都道府県向けマニュアルである「応急仮設住宅建設必携(中間とりまとめ)」を策定。各県においてマニュアルの見直し等が行われている。

### 中部4県の取組み

- 岐阜県では、「災害時対応マニュアル」(H23.7)をH24.11に改訂。また応急仮設住宅建設マニュアルをH24年度中に策定予定。
- 愛知県では、「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」(H17.3策定、H19.3改定)をH23年度に見直しを行い、H24年度版として改定した。  
《東日本大震災を踏まえた改訂内容》
  - ・ 東海・東南海の2連動地震から東海・東南海・南海の3連動地震を前提とした記述に変更
  - ・ 県・市町村・建設協力団体の役割分担の見直し、協定締結団体の追加
  - ・ 他県等からの応援を想定した執行体制の見直し
  - ・ 応急仮設住宅建設候補地の更なる確保と近隣市町村との協力体制構築 等
- 静岡県では、「災害時の応急住宅対策マニュアル」(H9.2策定、H15.10、H19.2改定)の見直し作業を進めている。
- 三重県では、「応急仮設住宅建設の事務処理マニュアル」(H23.2策定)の見直し作業を進めている。

## 応急仮設住宅の建設等に関する協定

### 背景・視点等

- 災害時における応急仮設住宅建設に関する協定について、全都道府県で(社)プレハブ建築協会と締結済み。東日本大震災以降は、全国で新たに木造系等の関係団体との協定締結が進められている。 ※(一社)全国木造建設事業協会(全木協)は、H25.2.15現在8県と締結済み

### 中部4県の取組み

- 岐阜県では、災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定を、岐阜県産直住宅協会及び全木協と締結した。(H24.8)  
また、災害時における応急仮設住宅建設の技術協力に関する協定を(独)都市再生機構と締結した。(H24.8)
- 静岡県では、H24年度中の木造関係団体との協定締結に向けて調整を進めている。
- 愛知県では、応急仮設住宅の供給能力向上のため、新たに(社)日本ツーバイフォー建築協会東海支部及び全木協と協定締結した。(H24.3)
- 三重県では、応急仮設住宅供給主体の多様化等のために、関係者と協議中である。

## 災害時における民間賃貸住宅活用に関する取組み

### 背景・視点等

- H24年12月、国土交通省住宅局において、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引書」が策定され、各都道府県において協定の見直しや運用細則を策定等が行われている。

### 中部4県の取組み

- 岐阜県では、災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定を、(社)岐阜県宅地建物取引業協会、(社)全日本不動産協会岐阜県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会と締結した(H24.8)。
- 愛知県・三重県では、「災害時の民間賃貸住宅活用に関する協定」の見直しを検討している。
- 静岡県では、「静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱」をH21.9に制定し、借上げ型応急住宅の事前登録を実施している。発災時に民間賃貸住宅の空室と応急住宅として提供できる家主が、県に事前登録すると、「借上げ型応急住宅届出済」のパネルが配布される。

また、家主への制度説明の協力を約束した不動産業者には「借上げ型応急住宅推進店」のシールを配布している。

このパネルやシールは登録物件の壁や店舗に掲示してもらい、本登録制度の普及促進を目指している。



# 応急仮設住宅の建設用地選定と配置計画策定

## 背景・視点等

○ 発災時の初動を早急に行うために、平時に建設候補地の選定等について全国で取り組みが進められ、中部4県でも様々な工夫が行われている。

・候補地リストは、全国23都道府県で策定。(中部は全4県策定)

・配置計画図は、全国 8都道府県で策定。(中部は2県が策定) ※H23.10時点国土交通省調べ

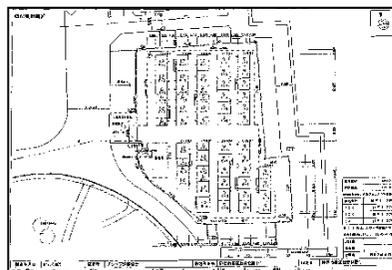
## 中部4県の取組み

○ 岐阜県では、市町村が作成した建設候補地リストを基に、GISにて位置情報を管理している。現在、市町向け配置計画策定ガイドラインの検討を進めている。

○ 静岡県では、「静岡県応急仮設住宅配置計画策定要領」(H21.3)に基づき、市町村が建設候補地リストを作成し、候補地毎に配置計画図を策定している。

○ 愛知県では、市町村が建設候補地リストを作成し、候補地毎に配置計画図を策定している。また、H24年度新たに市町村向け「建設候補地配置図作成演習」を実施した。

○ 三重県では、市町村が建設候補地のリストを作成し、県にて候補地一覧に取りまとめている。



配置計画策定例



航空写真活用例

## 応急仮設住宅等に関する研修会・模擬訓練

### 背景・視点等

○中部4県では、それぞれ県内市町村の被災者住宅支援担当者を一同に集めた応急仮設住宅等に関する研修会や模擬訓練を実施している。

研修内容は、「建設仮設の用地確保」、「民賃借上げ仮設の確保」、「東北被災自治体への派遣職員からの報告」等、工夫を凝らした様々な内容となっている。

### 中部4県の取組み

○研修会では、東日本大震災での経験等に係る様々な講演が合わせて開催された。

- ・岐阜県：(独)都市再生機構「応急仮設住宅の建設について」
- ・静岡県：(社)プレハブ建築協会「東日本大震災における応急仮設住宅建設」
- ・三重県：京都大学防災研究所 牧准教授「大規模災害時に人々はどのように住まいを確保するか」

○愛知県では、H17年度から県、市町村職員を対象に建設協力団体の協力を得て応急仮設住宅の建設模擬訓練(机上訓練)などを継続的に実施している。



愛知県の模擬訓練



応急仮設住宅モデルの展示

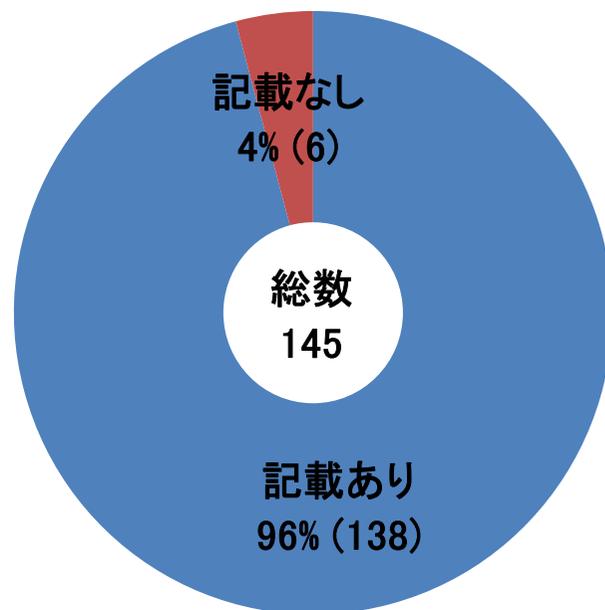
# 仮設期の住まいづくりに関する市町村アンケート ①

概要： H24. 8月末時点 中部地方整備局調べ  
中部4県の145市町から回答(回収率90.6%)

## 【体制等】

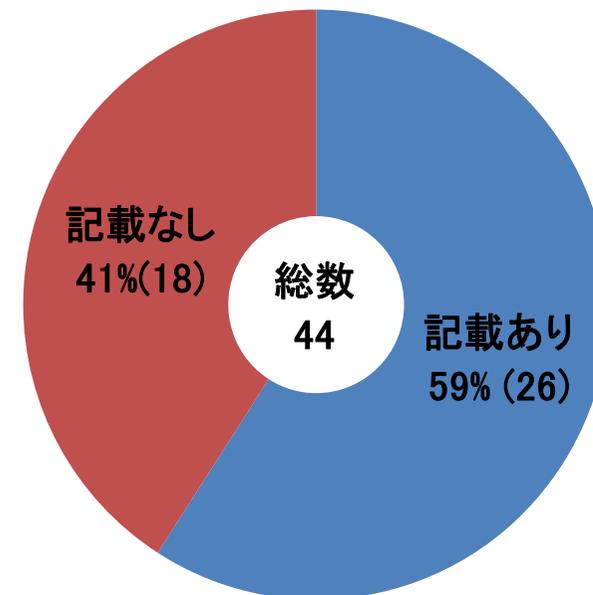
### 《地域防災計画》

- ・地域防災計画に「応急仮設住宅の建設」の記載あり 約95%



### 《災害対応マニュアル》

- ・災害対応マニュアル等を策定した市町村は、約3割。そのうち「応急仮設住宅の建設」の記載ありは約6割

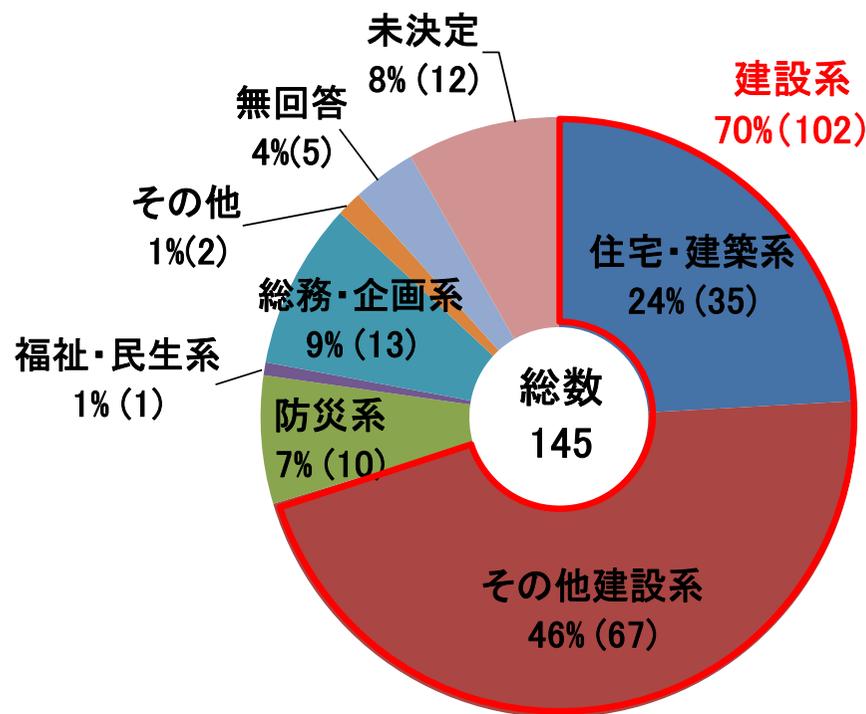


※( )内は回答市町村数

# 仮設期の住まいづくりに関する市町村アンケート ①

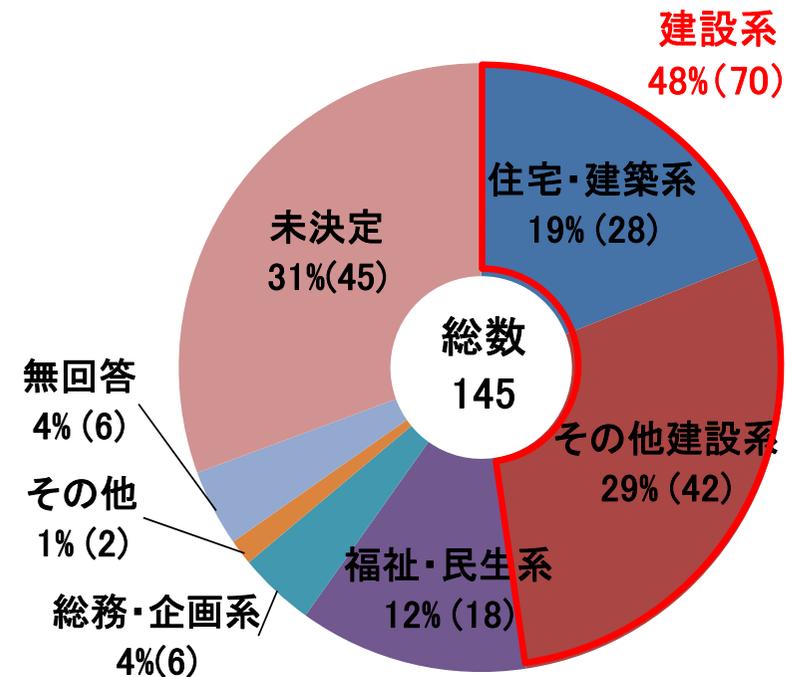
## 《建設候補地の確保の担当課》

- ・建設系 約7割
- ・防災系その他 約2割
- ・未定 約1割



## 《入居者募集・選定の担当課》

- ・建設系 約5割
- ・福祉系その他 約2割
- ・未定 約3割



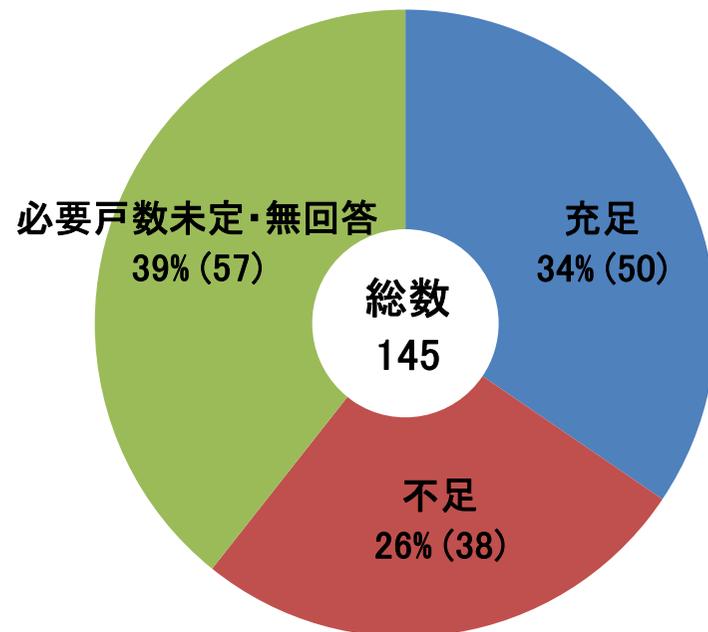
※( )内は回答市町村数

# 仮設期の住まいづくりに関する市町村アンケート ①

【供給可能性(意識調査)】 ※H24.8末時点の調査であり被害想定見直し中の自治体が少なくないことに留意

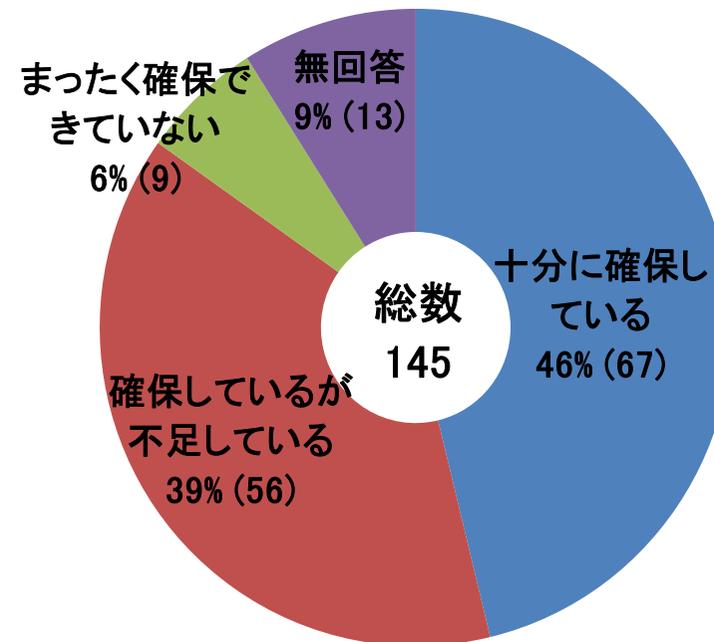
## 《仮設期の住まい(建設+民賃等)確保 の必要戸数に対する充足状況》

- ・充足している 約3割
- ・不足している 約3割
- ・不明等 約4割



## 《仮設建設候補地の確保状況》

- ・十分に確保 約5割
- ・不足 約4割



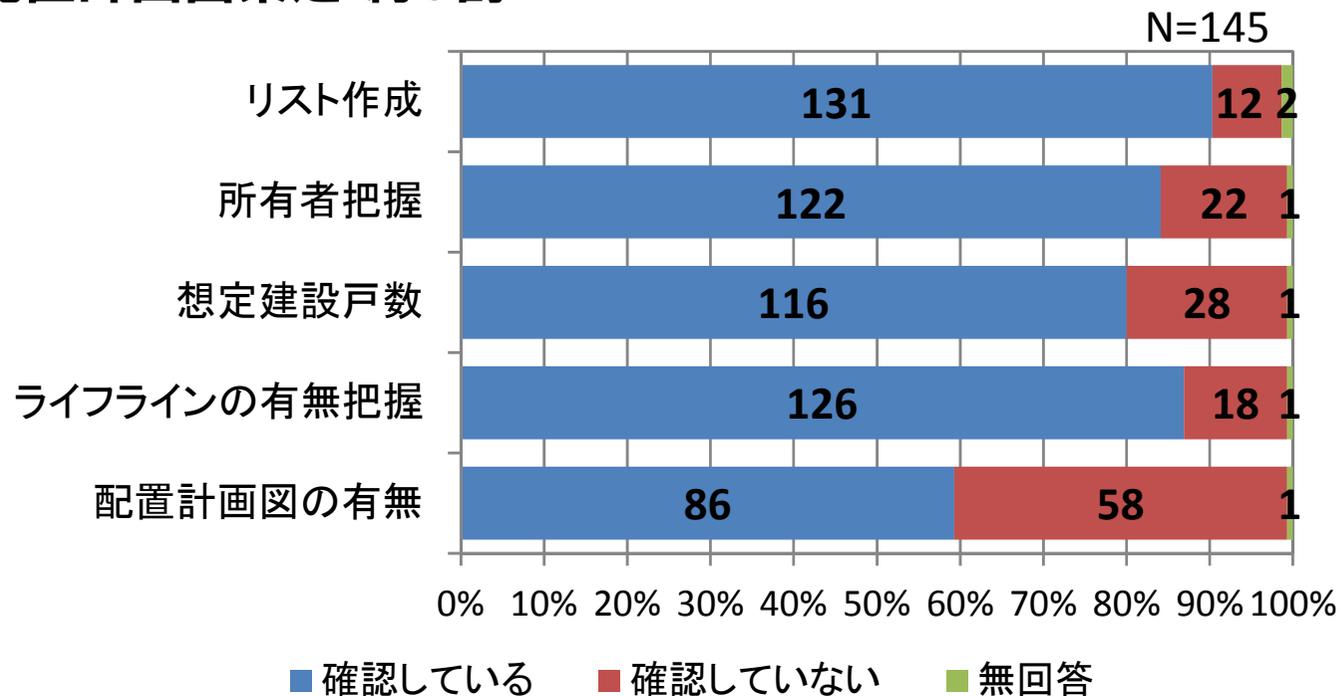
※( )内は回答市町村数

# 仮設期の住まいづくりに関する市町村アンケート ②

## 【建設候補地リスト】

### 《建設候補地リストの整理項目等》

- ・リスト作成 約9割
- ・所有者把握 約8割
- ・建設戸数把握 約8割
- ・ライフライン有無把握 約8割
- ・配置計画図策定 約6割



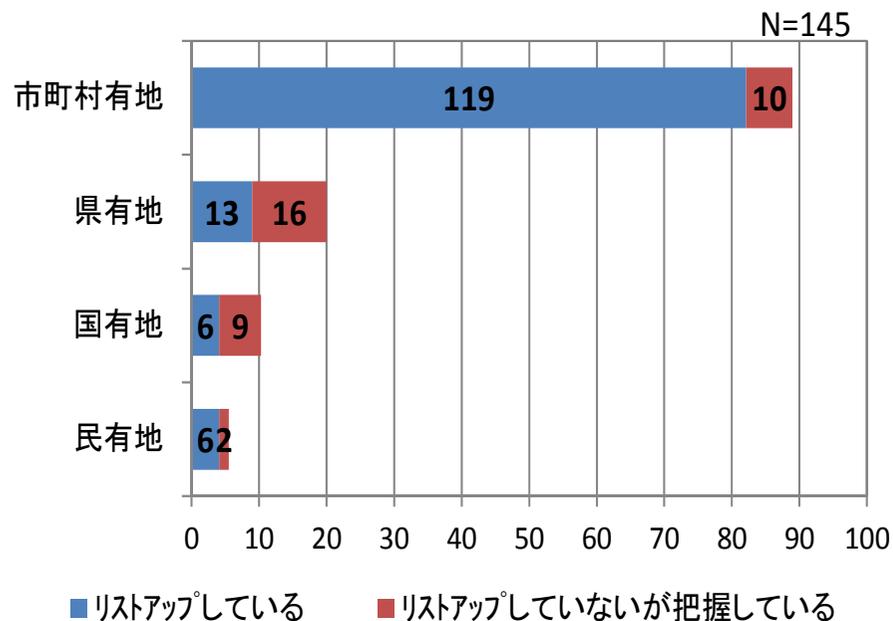
※グラフ内の数値は回答市町村数

# 仮設期の住まいづくりに関する市町村アンケート ②

## 【建設候補地リスト】

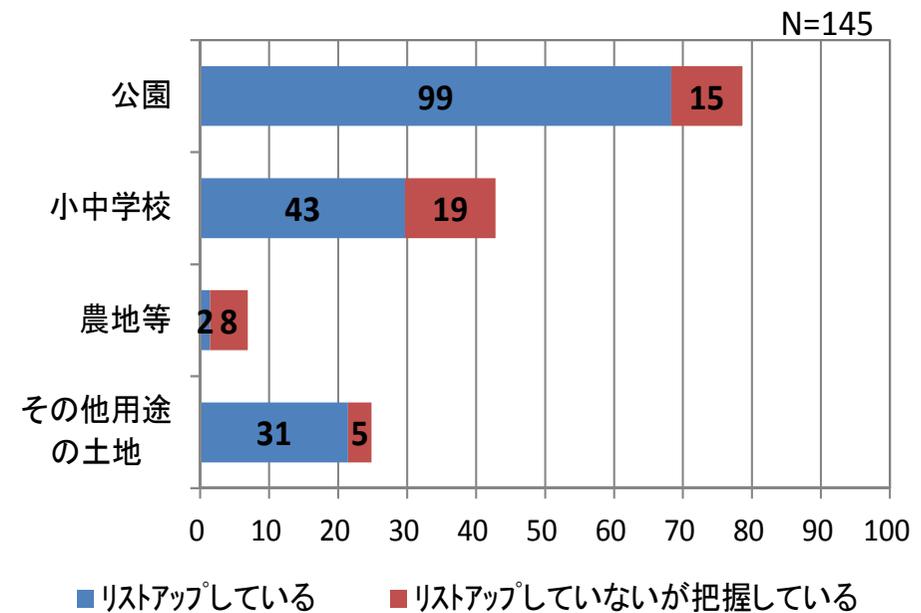
### 《所有状況》

- ・市町村有地 約8割
- ・国・県有地 約1割
- ・民有地 約5%



### 《用途》

- ・公園 約7割
- ・小中学校 約3割
- ・農地等 約1%
- ・その他 約2割

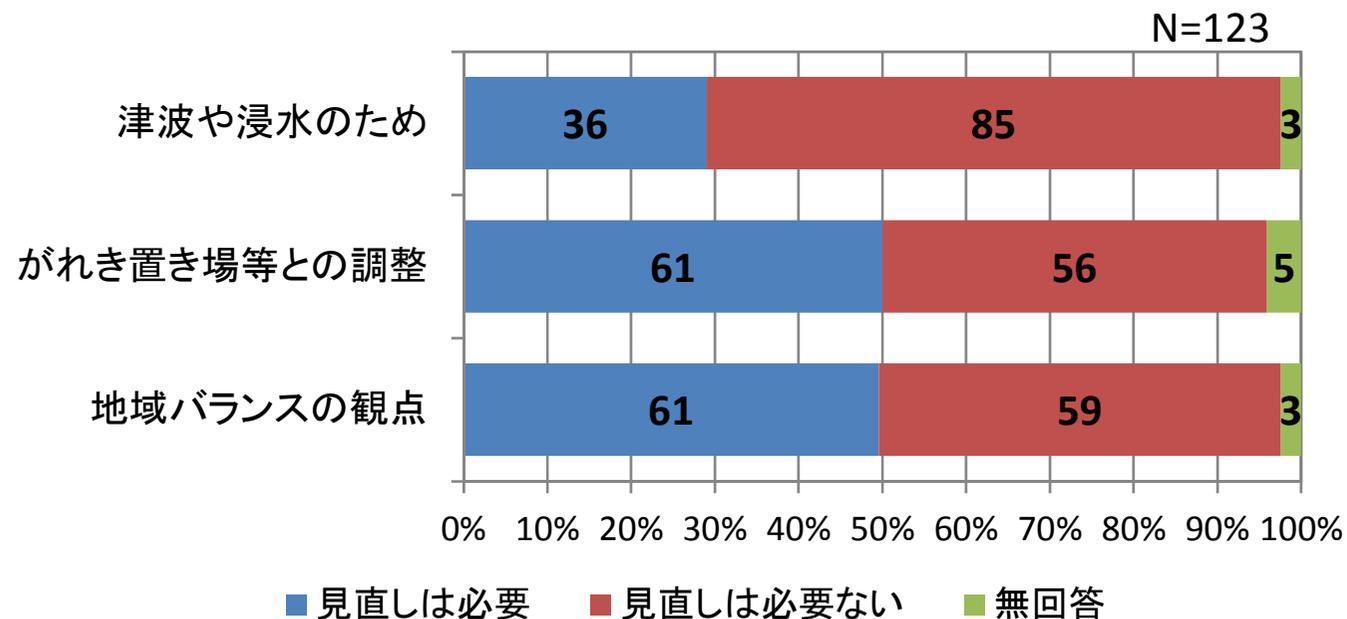


※グラフ内の数値は回答市町村数

# 仮設期の住まいづくりに関する市町村アンケート ②

## 《建設用地の見直しの必要性》

- ・地域バランスの観点から見直し必要 約5割
- ・がれき置き場等との調整必要性約5割
- ・津波・浸水等のため見直し必要 約3割

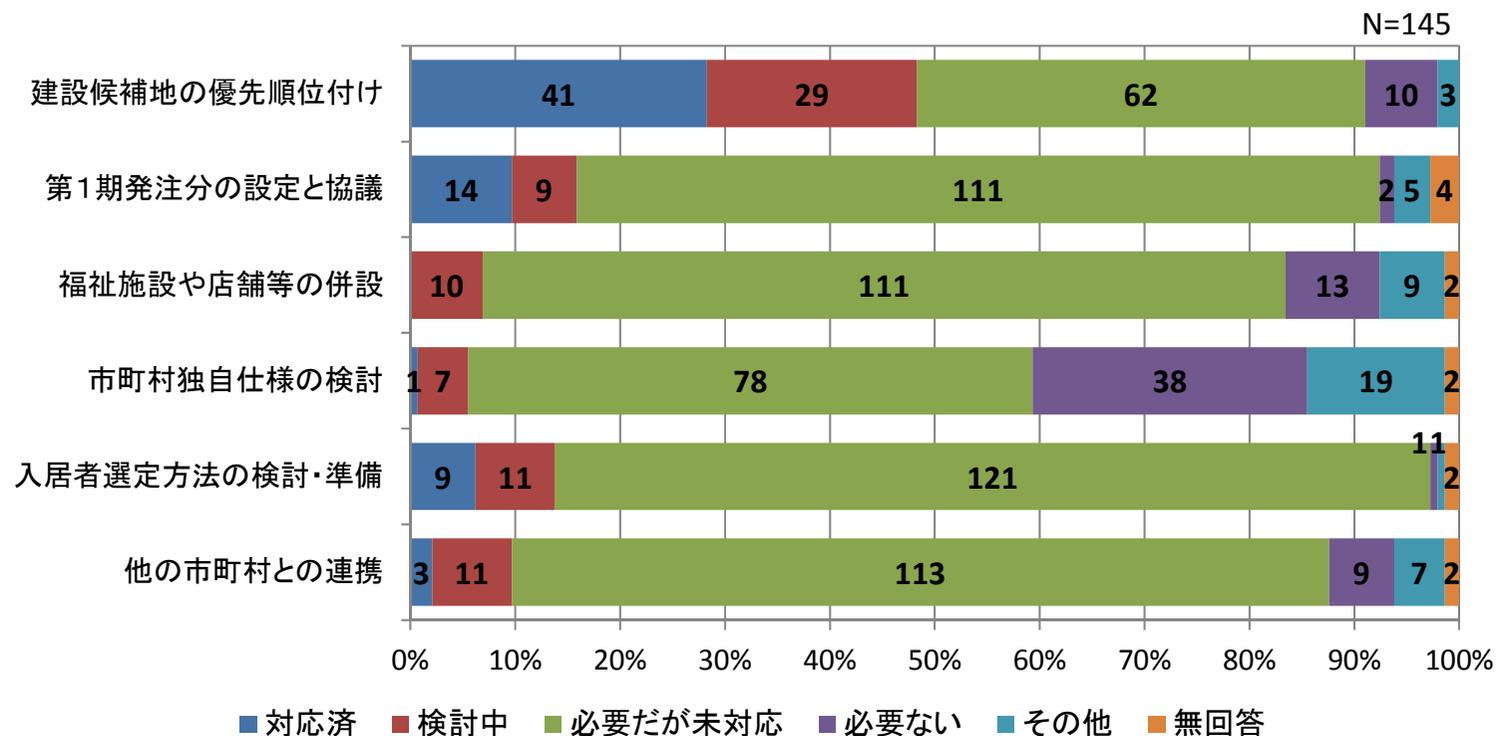


※グラフ内の数値は回答市町村数

# 仮設期の住まいづくりに関する市町村アンケート ③

## 【一歩進んだ取組み】

- ・建設候補地の優先順位付け 対応済み(約3割) 検討中(約2割)
- ・第一期発注団地の設定 対応済み(約1割) 検討中(約1割)
- ・入居者選定方法の検討等 対応済み(約1割) 検討中(約1割)



※グラフ内の数値は回答市町村数

# 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン

## 【背景・問題意識】

### ◆東日本大震災の教訓 (P19)

- 仮設期の住まいづくりにおいて、**市町村の果たす役割が大きい**
- 迅速な対応と同時に長期化に備えたきめ細かい配慮必要

### ◆南海トラフ巨大地震の想定発表(内閣府) (P22)

- 全壊・焼失238万棟(中部4県約49~93万棟)と甚大な被害想定

## 【これまでの取組み】

### ◆応急仮設住宅建設必携(H24.5中間とりまとめ 国交省)

- 都道府県向けマニュアル(市町村、関係団体等と連携して)

### ◆災害時における民間賃貸住宅の活用について(H24.11国交省、厚労省)

- 都道府県向け手引き(市町村、関係団体等と連携して)

### ◆中部ブロック災害時住宅支援に係る連絡調整会議 (H24.1~)

- 中部地整、4県3政令市の住宅担当課長等から構成。  
被災地の教訓、関係機関の取組み、問題意識を共有。(市町村も傍聴)

中部市町村の平時の取組みへの支援の必要性

## 本ガイドラインの前提条件・対象範囲、構成 (P13～)

- ◆ 中部地方(岐阜、静岡、愛知、三重)の地域特性を踏まえた市町村向けガイドライン
- ◆ 南海トラフ巨大地震等の広域巨大災害を想定
- ◆ 避難所を出てから恒久住宅に移行するまでの「仮設期の住まい」を対象  
(公的賃貸住宅等、民間賃貸住宅の借上げ、応急仮設住宅の建設等)
- ◆ 仮設期の住まいの長期化を想定(cf.阪神・淡路大震災 約5年)
- ◆ 「応急仮設住宅建設必携(中間とりまとめ)」(国土交通省)、「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」(厚生労働省・日本赤十字社)、各県の応急仮設建設マニュアル等の内容と連携して市町村の取組みを支援

### 構成

はじめに

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>I 仮設期の住まいとは</li> <li>II ガイドラインの前提条件、対象範囲等</li> <li>III 仮設期の住まいづくりの基本的な視点、戦略、留意点</li> <li>IV 仮設期の住まいづくりの対応とポイント                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1 市町村における対応体制、関係団体等との連携体制</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>2 建設仮設の必要戸数の算定</li> <li>3 建設仮設の用地の選定、建設等</li> <li>4 建設仮設の入居者の募集・選定</li> <li>5 建設仮設の維持管理・集約・撤去</li> <li>VI その他の仮設期の住まいと復興に向けた準備</li> <li>VII 平時における備えの進め方～段階的かつ着実に～</li> </ul> |
|---|--|

## 本ガイドラインの特徴

### ① 仮設期の住まいづくりの「基本的な視点」「戦略」「留意点」を整理

- ・仮設期の長期化への対応として、生活・コミュニティへの配慮、高齢者等要配慮者への配慮等の視点や留意点について記載
- ・地域特性や被害特性に応じた地域戦略等の必要性を明記

### ② 市町村担当者向けの実務書としてのガイドライン

#### ■ 東日本大震災等の事例の充実

- ・東北自治体や阪神自治体の対応事例や教訓を記載
- ・被災市町村が実際に使用した入居申込書、各種契約書、広報掲載文等を掲載

#### ■ 本書1冊で関連情報を網羅

厚生労働省・日本赤十字社の「応急仮設住宅設置に関するガイドライン(H20.6)」及び都道府県向けマニュアルである国土交通省の「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ(H23.5)」についても、項目毎に関連箇所を掲載。

#### ■ 「発災時に実施する事項」と「平時から準備すべき事項」

発災時と平時のそれぞれ対応の概要、流れ、留意点等が分かるように整理

## 策定までの経緯 (p15~)

平成24年

1月27日 中部ブロック災害時住宅支援に係る連絡調整会議(連絡調整会議)の設置・開催  
(5月21日 応急仮設住宅建設必携(中間とりまとめ)[国土交通本省住宅局住宅生産課])

5月29日 H24年度第1回連絡調整会議開催

7月上旬~8月下旬 東北市町村等ヒアリング

・仙台市、石巻市、南三陸町、宮古市、遠野市、釜石市、陸前高田市等

8月上旬~9月下旬 中部市町村 仮設期の住まいづくりアンケート調査

9月25日 第1回仮設期の住まいづくり検討WG(検討WG)開催

・中部自治体によるガイドラインの検討

(12月4日 災害時における民間賃貸住宅の活用について(手引書)[国交省、厚労省])

12月上旬 兵庫県、神戸市、西宮市、芦屋市ヒアリング

12月19日 第2回検討WG 開催

平成25年

2月7日 H24年度第2回連絡調整会議開催 (ガイドライン案の提示)

2月末 ガイドラインとりまとめ公表(予定)

## 東北市町村等ヒアリング調査の概要

### 1)ヒアリング調査の目的

市町村向けガイドラインの策定にあたり、東日本大震災における仮設住宅建設等に係る市町村の役割や用地確保から入居・管理に至る業務の実態、課題について把握することを目的に実施。

### 2)ヒアリング対象と調査期間

県	NO	ヒアリング対象	調査日
宮城県	①	仙台市 復興事業局 生活再建支援部 仮設住宅室	平成24年7月31日
	②	南三陸町 建設課	平成24年8月2日
	③	石巻市 建設部 建築課	平成24年8月2日
岩手県	④	宮古市 総務企画部 復興推進室 都市整備部建築住宅課	平成24年8月27日
	⑤	遠野市 環境整備部 都市計画課	平成24年8月27日
	⑥	釜石市 復興推進本部 都市整備推進室 仮設住宅運営センター 釜石市 建設部 都市計画課	平成24年8月28日
	⑦	陸前高田市 建設部 建設課	平成24年8月28日



学識者、事業者、NPO、サポートセンター、自治会長、仮設住宅入居者等にもあわせてヒアリングを行った。

## 東北被災市町村の概況

	仙台市	石巻市	南三陸町	宮古市	釜石市	陸前高田市	遠野市
被災前人口	1,045,986	160,826	17,429	59,430	39,574	23,300	29,331
被災前世帯	465,260	57,871	5,295	22,509	16,094	7,785	9,888
全壊・半壊住家	133,619	33,378	3,311	4,675	3,648	3,341	4
市域	784km <sup>2</sup>	556km <sup>2</sup>	164km <sup>2</sup>	1,260km <sup>2</sup>	441km <sup>2</sup>	232km <sup>2</sup>	826km <sup>2</sup>
可住地面積 (可住地浸水面積割合)	339km <sup>2</sup> (—)	242km <sup>2</sup> (30%)	37km <sup>2</sup> (27%)	117km <sup>2</sup> (9%)	52km <sup>2</sup> (13%)	45km <sup>2</sup> (29%)	147km <sup>2</sup> (—)
仮設建設戸数	1,523戸	7,297戸	2,195戸	2,010戸	3,164戸	2,168戸	40戸
団地数	19団地	131団地	58団地	62団地	50団地	53団地	1団地
団地平均戸数 (min～max)	80.2戸 (15～233)	55.7戸 (3～487)	37.8戸 (6～246)	32.4戸 (4～248)	63.3戸 (6～240)	40.9戸 (8～148)	40戸 (40)
入居数 <sup>注</sup>	約1,496戸	約7,190戸	約2,168戸	約1,790戸	約3,023戸	約2,131戸	約38戸
民有地の割合(団地数)	なし	37.4% (49/131)	63.8% (37/58)	25.8% (16/62)	60.0% (30/50)	62.3% (33/53)	なし

資料：東日本太平洋岸地域のデータ及び被災関係データ～社会・人口統計体系(統計でみる都道府県・市区町村)～，総務省統計局  
 応急仮設住宅 着工・完成状況(県・市町村別)，平成24年9月3日10時00分現在，国土交通省  
 東日本大震災津波対応の活動記録～岩手県における被災者の住宅確保等のための5か月間の取組み～，岩手県県土整備部建築住宅課  
 応急仮設住宅(プレハブ住宅)入居状況(平成24年3月23日現在)，宮城県保健福祉部震災援護室  
 緊急特集『東日本大震災』(都市計画291号)，都市計画学会  
 一部、ヒアリング時の市町村提供資料より補足を行っている

注：仙台市、石巻市、南三陸町は平成23年3月23日現在。宮古市・遠野市は8月27日時点、釜石市・陸前高田市は8月28日時点(いずれも平成24年)

## 基本的な視点 (P25~)

- 1. 仮設期の住まいの対応には、時間がない**  
⇒ **できることは平時から準備**しておく
- 2. 仮設期の住まいは、一時避難のためのハコではない**  
⇒ 恒久住宅に円滑に移行する段階の「住まい」であり、そこには生活がある
- 3. 広域巨大災害では、仮設期の長期化が想定される**  
⇒ **コミュニティや高齢者等の要配慮者への配慮**が必要である
- 4. 早期の復旧・復興を意識して仮設期の住まいの対応を考える**  
⇒ **本設住宅への移行を意識しながら**、仮設期の住まいに対応する  
⇒ **既存ストック(公的賃貸、民間賃貸等)を最大限に活用**する
- 5. 災害は想定通りには起きない**  
⇒ 被害想定にあわせた**最大限の準備と柔軟な対応**ができるように準備しておく  
⇒ 想定外を想定する
- 6. 仮設期の住まいづくりの解はひとつではない**  
⇒ 過去の震災対応や教訓を参考に、**被災状況や地域特性に応じて柔軟に対応**する。
- 7. 日常のまちづくりの課題への取組みが発災時にも役立つ**  
⇒ **平時のまちづくりの取組と関連付けて**対応する視点をもつ  
⇒ 住民とともにまちづくりの議論の一環として、災害時の住まいについて考える

# 仮設期の住まいづくりの戦略 (P31~)

市町村の地域特性や被災状況(平時は被害想定)を踏まえた的確な戦略を立てて、仮設期の住まいづくりに取り組む。

## 1. 被害状況を踏まえた庁内体制、連携体制づくり (体制構築)

地域や職員、庁舎等の被災状況、発災直後に必要となる業務に対応できる体制を構築

## 2. 中心となる仮設期の住まいの設定 (大まかな方針・戦略)

民賃仮設中心の供与か？ 建設仮設の大量供与が必要となるか？

近隣市町村への建設仮設用地確保要請が必要か？ 等について判断し対応

## 3. 地域ごとの供給の必要性、可能性の整理 (地域別整備方針)

どの地域にどの程度の仮設期の住まい確保が必要で、どの程度供給可能か、それぞれの地域特性や被害状況等も踏まえて判断・対応

## 4. コミュニティや高齢者等への生活・福祉サポートへの配慮 (長期化への備え)

コミュニティへの配慮や一括入居等が必要な地域があるか、ケア・サポートの必要な要配慮世帯がどの程度いるか等を整理し対応

## 市町村における対応体制、関係団体等の連携体制 (P43~)

速やかに対応業務を確認し体制を整えることが必要です。関係部署、関係団体等との連携、応援職員等の支援無しでは対応できません。

★まず、発災時の各段階において必要となる業務のリストアップが必要です。

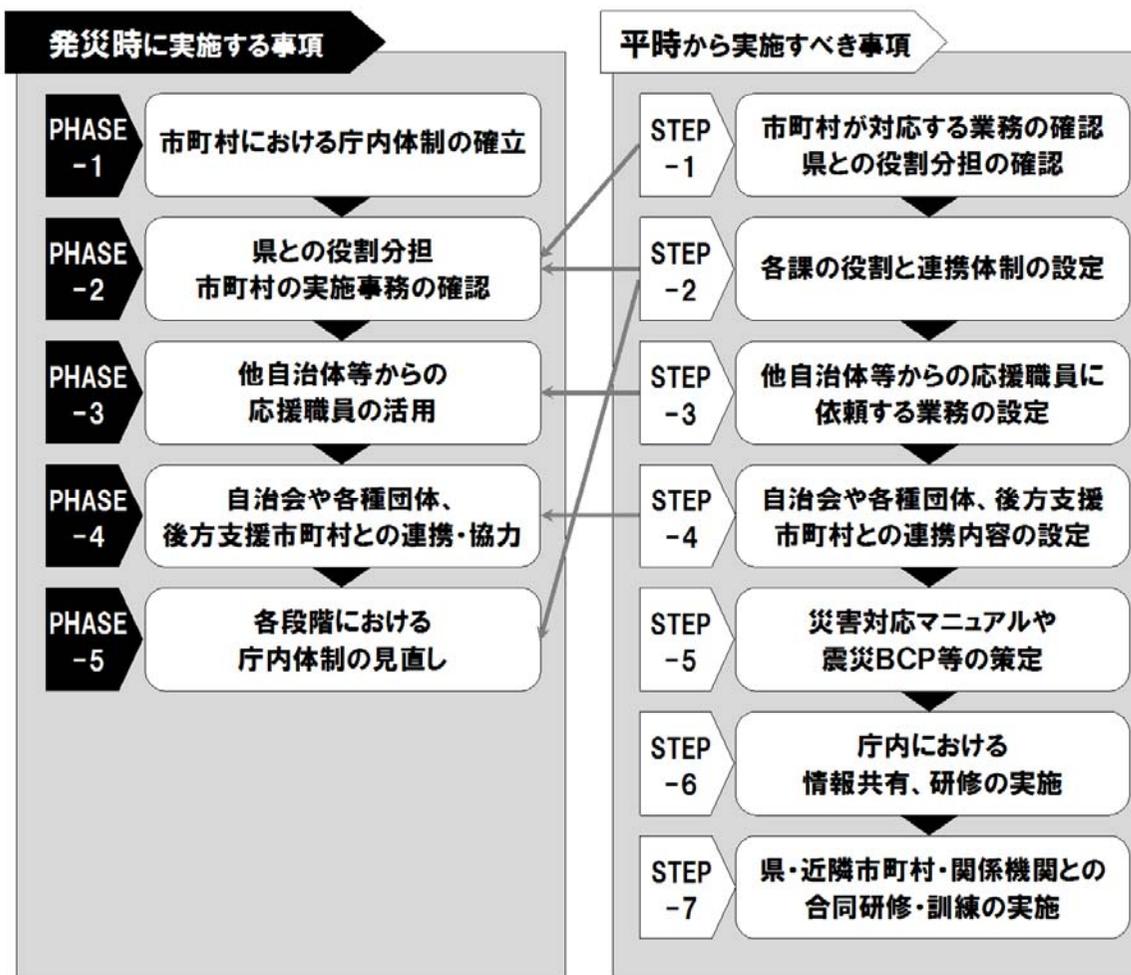
★担当課と関係課を設定し、連携内容を確認します。

★応援職員に依頼する業務についても設定します。

★関係団体等との連携や自治会等との連携(被災者本人・家族の被災・避難状況や用地提供等)も重要です。

★後方支援を依頼する市町村と連携体制を構築します。

★各段階(建設用地確保～入居選定～管理)において、体制の見直しも必要です。



# 建設仮設の必要戸数の算定 (P71~)

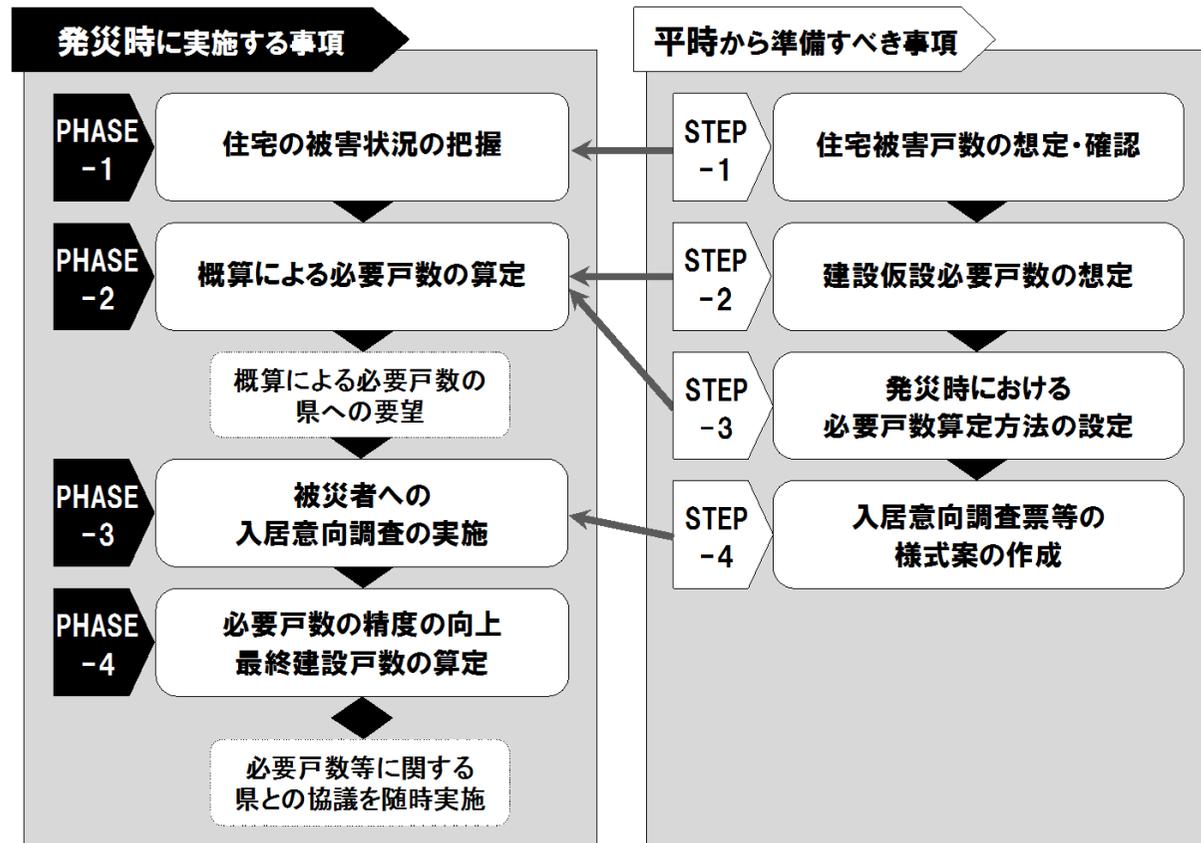
住家の被害状況や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅等の活用可能性を把握し、速やかに必要戸数を算定する必要があります。

★発災後、速やかに、建設仮設の概算必要戸数が必要となります。

★被害の全体像を把握するには、時間がかかるため、応急危険度判定の結果等限られた情報をもとに推計する必要があります。

★必要戸数は、被災者の意向により随時変わるため、国、県、事業者等で密に共有し、適宜供給計画を見直す必要があります。

★被災者の意向調査等を行いながら精査していくこととなります。



# 建設仮設の用地の選定、建設等 (P98~)

長期化に備えて、従前居住地との近接性や生活利便性等にも配慮する必要があります。民有地含めた用地の確保が必要となります。

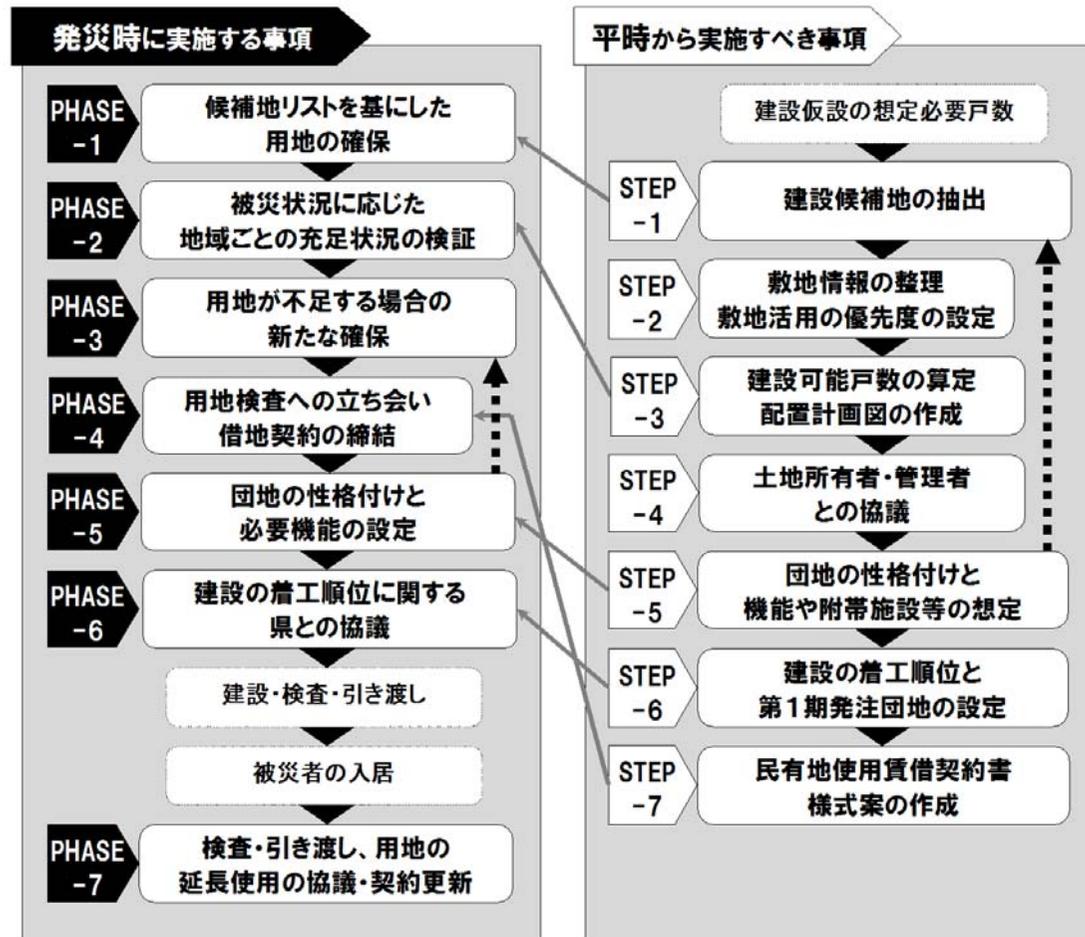
★発災直後は、予めリストアップした候補地のライフラインと敷地の被害状況(地割れ、浸水等)を確認します

★コミュニティの維持形成に配慮し、極力、従前居住地の近くで確保します。

★コミュニティに配慮した配置計画や集会所等の設定が必要です。

★周辺に生活利便施設や福祉施設が無い場合などは、団地にサポートセンター、診療所、仮設店舗等の併設を検討します。

★供給スピードと地域バランス等を勘案して建設の着工順位を設定し県と調整します。



# 建設仮設の入居者の募集・選定 (P151~)

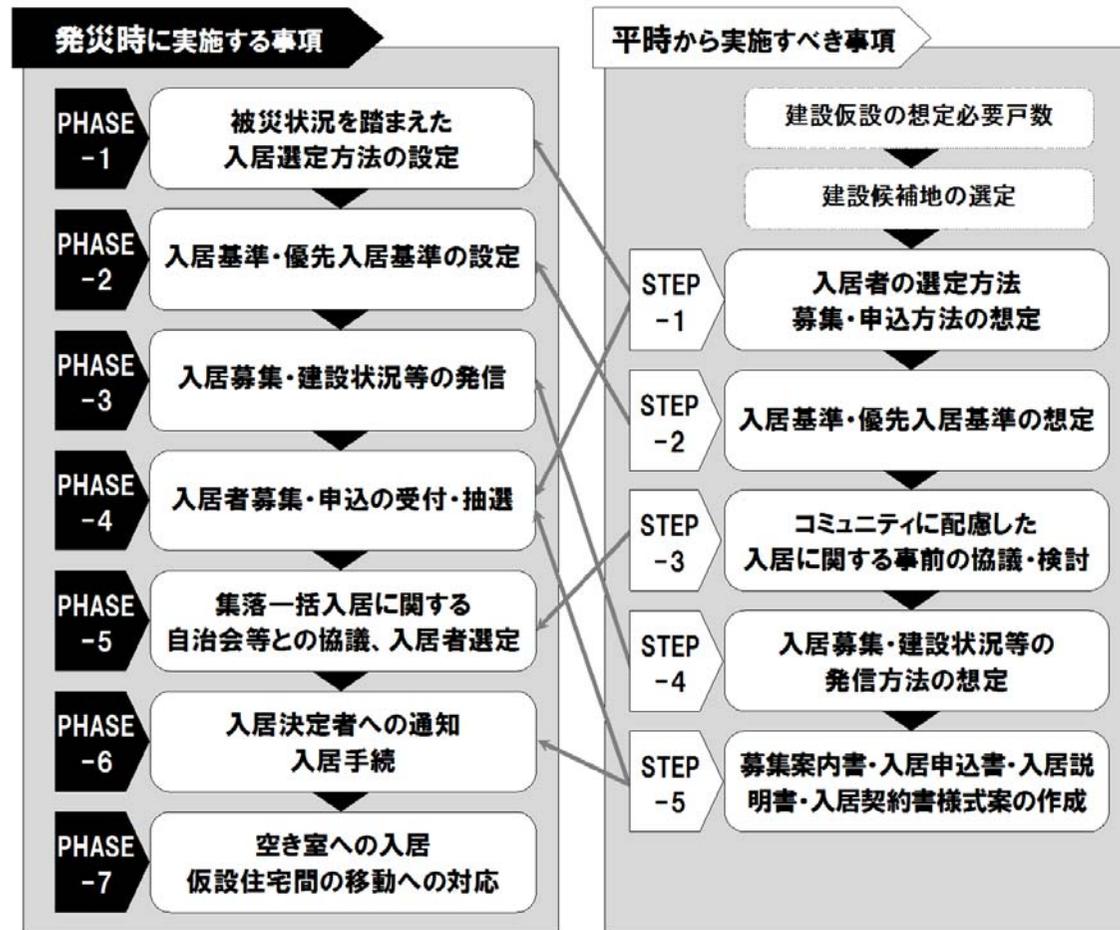
高齢者等への配慮とともに、コミュニティの維持・形成に配慮して、地域特性を踏まえた入居選定を行うことが重要です。

★入居にあたっては、高齢者、障がい者等への配慮が必要となります。

★コミュニティ形成や自治会運営等も勘案し、**極端に高齢者等の割合が高ならないような配慮**も必要です。

★地域特性を踏まえて、**抽選によらない、コミュニティに配慮した一括入居等**を行うことも検討します。

★早期の安心付与と入居のミスマッチを減らすため、**地域ごとの建設戸数等の情報を計画段階から被災者に提供**することが重要です。



## 建設仮設の維持管理・集約・撤去 (P208~)

庁内関係課や自治会等との連携が重要です。年数の経過で、空き住戸が増加した際の高齢者の見守りや防犯パトロール等も重要です。

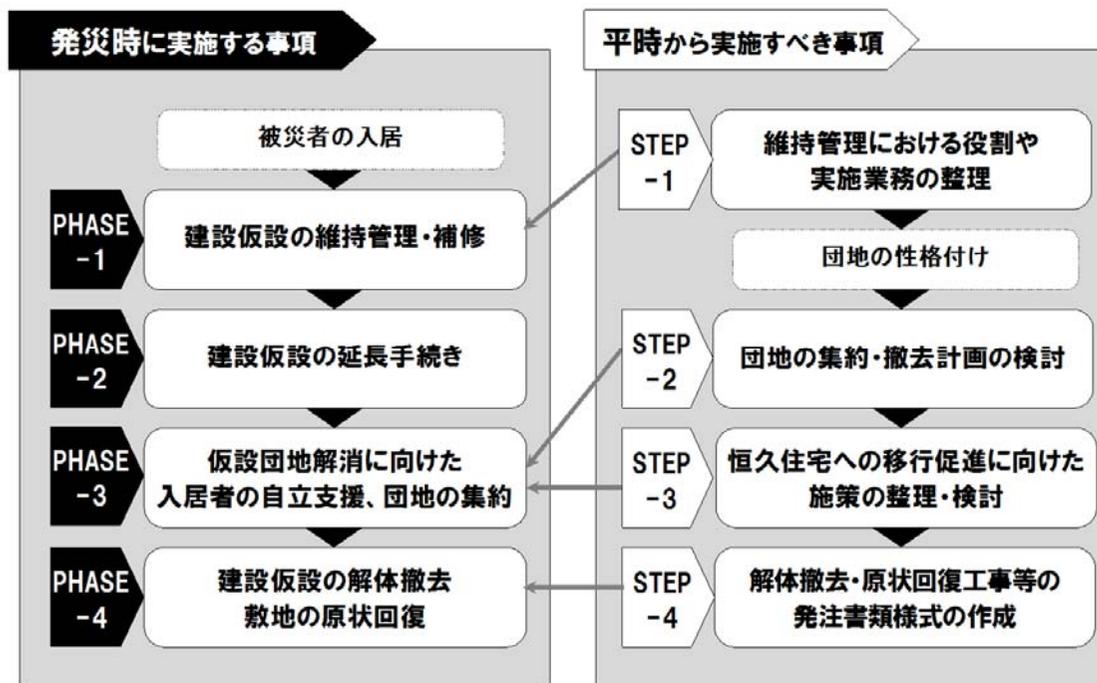
★仮設住宅が完成した後も、様々な対応が必要となります。

★ハードの維持管理、遠方への避難から戻る被災者の入居対応、自治会運営支援、福祉ケア、生活再建支援等において、関係者の連携が不可欠です。

★長期化した場合に空き住戸も増加しますが、高齢者等の特に支援が必要な方の入居が最後まで続きます。

★団地内の見守りや防犯パトロール等の対応も必要です。

★被災者が恒久住宅へ移行するための支援も必要です。



# その他の仮設期の住まいと復興に向けた準備 (P232~)

## 1 その他の仮設期の住まい

### (1) 公的賃貸住宅等

- ・公営住宅、都市再生機構(UR)賃貸住宅、住宅供給公社賃貸住宅、公務員宿舎、雇用促進住宅等の**既存ストックの活用**が重要
- ・管理主体は異なっても、**被災者への情報提供は、一元的に行う**ことが望ましい

### (2) 民賃仮設

- ・特に、広域巨大災害においては、民賃ストックの活用が重要
- ・**平時の準備など、県と協力して進めておく**ことが重要

※詳細は、H24.12.4「災害時における民間賃貸住宅の活用について(手引書)」[国交省、厚労省]参照

### (3) 自宅の補修等

- ・被災者の早期の自宅復帰を図るためにも、**住宅相談体制の構築や応急修理制度の積極的周知・活用**が重要。結果として、建設仮設等を真に必要な方へ速やかに供与できる。

## 2 仮設期における復興に向けた準備

### ▽ 災害公営住宅等の整備

- ・**復興種地には極力仮設を建設しない**。本設転用可能な建設仮設の検討 等。

### ▽ 自力再建支援メニューの被災者への周知

- ・被災者は個々の事情により生活再建の道筋は異なるので、**複数の支援メニューやシミュレーションを分かりやすく早期に提示**することが重要

## 平時における備えの進め方 ～段階的かつ着実に～ (P250～)

人員・予算の制約等から、全てを一度に実施することが困難な場合でも、段階的に必要な作業を進めて行くことが重要です。

### ステップアップのイメージ

以下はイメージ。各市町村において、その実情に応じて、段階及び作業内容を設定し、計画的に進める必要がある

《第1段階》 ・地域特性を踏まえた戦略を設定し、市町村の役割を確認し、体制を整える。  
・被害想定から建設仮設等の**必要戸数を把握し、建設用地の確保**を行う。  
・**建設用地毎の情報**を整理しリストを作成する。

《第2段階》 ・建設用地の**地域・地区別の過不足確認**し、民有地等の更なる確保を行う。  
・**団地毎に配置計画図の作成**を行う。  
・コミュニティに配慮した入居方法の検討、第一期発注団地の設定等を行う。

《第3段階》 ・団地特性を踏まえ、**福祉機能等の併設が必要な拠点団地の設定**を行い、コミュニティに配慮したモデル配置計画図の作成を行う。  
・**地元自治会や関係機関との協議**や検討、各種書類や様式の準備等を行う。

### 《 第3段階後も、震災対応力の維持・向上を図る 》

- ・職員の異動に備え、マニュアル策定及び継続的な研修・訓練等を実施する。
- ・モデル地区等で、地域住民等とともに、仮設期の住まいづくり等について検討する。